

1. 立憲主義とは何か

現代ロシア政治研究の基礎的知識として、この授業では、1905 年以降のロシア政治史を立憲主義の挫折と確立という視点から考察します。そこで、まず立憲主義とは何かということから考えます。

1. 法とは何か¹

- ①法は、道徳、習俗、宗教と、どのように違いますか。
- ③憲法は何についてのきまりですか。
- ③憲法に必ず規定されていることはなんですか。
- ④憲法は誰が守らなければならないのですか。
- ⑤義務教育の義務とは誰のどのような義務ですか。
- ⑥「近頃の若い者は権利ばかり主張して義務を怠っている」という意見についてどう思いますか。
- ⑦「人権週間」の際の啓蒙活動で、差別をしないようにしよう、他人に思いやりを持とう、弱者をいたわろうなどという標語が述べられていますが、これについてどう考えますか。

1.1. 社会規範としての法

人は、ひとりで生きているのではなく、他人とともに生きている。つまり、人は、共同生活をしている。共同生活が円滑に営まれていくためには、きまりが必要である。共同生活が営まれている場を社会といい、きまりのことを規範ということから、社会において、誰もが、あるいはいかなる組織や集団も、守らなければならないきまりのことを、社会規範といいます。

社会規範には、法、道徳、習俗、宗教などがある。これらの社会規範は、「何々をしなさい」、「何々をしなければならない」、あるいは反対に「何々をしてはならない」といった命令あるいは禁止のかたちをとっている。したがって、それに反することが行われることを予想している。

1.2. 法規範の特徴

法は、他の社会規範とどのように違うのか。

道徳は、人の考え方、心、内面についての規範であるが、法は人の外的的な行為についての規範である。他人の持っているものを奪い取ろうと考えたり、殺意を抱いたり、女性を見ていやらしいことを想像したりすることは、反道徳的なことであるが、それだけで処罰されることはない。

日本の社会には、正月に餅を食べ、節分に豆まきをし、目上の人に会えば頭を下げるという習俗があるが、これらのことを行わないというだけで処罰されることはない。

しかし、法に反して、窃盗をしたり、殺人をしたり、強姦をすれば、人は、法によって裁かれ、罰せられる。法は、人あるいは組織や集団の行為を問題とし、人あるいは組織や集団の行為を規律する規範、すなわち行為規範である。

1.3. 法と強制力

法は、社会全体の総意を代表する国家権力によって強制的に実現される特殊な社会規範である。

2. 憲法とは何か

2.1. 憲法

法の機能は、必要最小限の強制力による共同生活の調整。

社会では、各個人は法的地位では平等、対等であり、そこで生ずる衝突、対立は解消が困難となる。そこで問題を解決するため、強制力を有する公権力が設定される（社会契約論）。

憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

2.2. 憲法の二つの要素

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（＝憲法は市民革命の産物＝立憲主義）。

憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。

権利と義務は表裏の関係にあり、国民の権利を実現する義務を政府が負うことを規定するのが憲法である。憲法は、法律による国民に対する義務が、国民の権利と自由を不恰當に侵害しないよう、政府の立法活動に制限を加えている。

¹ 本項の参考文献として、渋谷秀樹『憲法への招待』岩波新書（新赤版、758）、2001 年が有益である。

憲法は、統治者の行為を支配し、統治者が守る義務を課されているものである。

3. 立憲主義とは何か²

憲法は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とするが、この立憲主義思想は法の支配（rule of law）の原理と密接に関連する。

3.1. 立憲主義と法の支配

法の支配＝専制的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理。

- ①憲法を最高法規とする考え方
- ②権力によって侵される人権
- ③法の内容・手続きの公正
- ④権力の恣意的行使をチェックする裁判所の役割の尊重

3.2. 「法の支配」と「法治国家」の違い

(1)法の支配

立憲主義の発展とともに、国民が立法過程に参加することによって自分たちの権利・自由を護ること、したがって権利・自由を制約する法律の内容は国民自身が決定することを前提とする原理であり、民主主義と結びついた考え方。

法の支配という場合の「法」には内容の合理性が求められており、人権と結びついている。

(2)法治国家

国家権力の行使の形式や手続きを法によって定めるとする考え方で、民主主義と必ずしも結びつかない。

法治国家という場合の「法」には内容の合理性が問われていない。

しかし、法治国家とは国家権力の行使において法の支配が貫かれている国家であると規定すれば、両者は対立する概念ではなくなる。この意味で、「法治国家」という概念を肯定的な意味で使用する場合もありうる。とくに専制体制、独裁体制、非民主的体制からの脱却ないし改革が求められている状況において→ソ連末期のペレストロイカ期。

3.3. 立憲主義の展開

(1)自由国家の時代

19世紀の「自由国家」のもとで、近代市民革命を経て近代憲法に実定化（名文化）された立憲主義の思想が発展。

「自由国家」では、個人は自由・平等で、個人の自由意志に基づく経済活動が広く容認された。

自由・平等な個人の競争を通じて調和が実現されると考えられ、権力を独占する強大な国家は経済的干渉や政治的干渉を行わずに、社会の最小限度の秩序の維持と治安の確保という警察的任務のみを負うべきものとされた＝「夜警国家」、「小さな政府」。

(2)「社会国家」の時代

資本主義の発展とともに、貧富の格差が増大し、労働条件が劣悪化し、独占体が登場した。その結果、憲法の保障する自由は、社会的・経済的弱者には享受されえないものとなった。そこで、そのような状況を克服し、人間の自由と生存を確保するために、国家が市民生活の領域に積極的に介入し、社会的・経済的弱者の救済に向けて努力しなければならなくなってしまった。こうして、19世紀的「自由国家」は、国家的干渉と計画などを必要とする「社会国家」（Sozialstaat）へと変貌し、行政権の役割が飛躍的に増大した＝「福祉国家」（welfare state）。

3.4. 立憲主義の現代的意義

(1)立憲主義と社会国家

立憲主義は、国家が国民生活にみだりに干渉すべきではないという消極的な権力觀を前提としている。

→立憲主義と社会国家は矛盾する？

立憲主義の本来の目的は、個人の権利・自由の保障にあるから、その目的を現実の生活において実現しようとする「社会国家」の思想と基本的に一致する。

(2)立憲主義と民主主義

立憲主義と民主主義は密接に結びついている。

①国民が権力の支配から自由であるためには、国民自らが能動的に統治に参加する制度を必要とするから、自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制において初めて現実のものとなる。

②民主主義は、個人尊重の原理を基礎とするので、国民の自由と平等が確保されて初めて可能となる。

² 本項の参考文献として、芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法』第5版、岩波書店、2011年が有益である。本書は、各種の公務員試験等（教員採用試験を含む）の受験を考えている学生にとっては、必読の基本文献である。